

# 答 申 書

諮問第30号

## 第1 審査会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）は、本件異議申立ての対象となった「平成13年度延滞貸付先一覧表」のうち実施機関が「廃業している件」として特定した法人（以下「本件法人」という。）の情報が記録されている頁（以下「本件公文書」という。）中の本件法人に係る「貸付先名」「実行年度」「貸付番号」及び「資金種類」の部分については、開示すべきである。

## 第2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し平成14年6月27日、「中小企業総合事業団に報告している平成13年度延滞貸付先一覧表のうちすでに廃業している件（貸付先名、実行年度、資金種類等）中小企業高度化資金貸付」について開示請求を行った。
- 2 実施機関は、1の開示請求に対して、本件公文書を特定し、一部を開示する部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、開示しない部分及び当該部分を開示しない理由を次のように記載して、平成14年7月11日付けで異議申立人に通知した。

### (1) 開示しない部分

「延滞貸付先一覧表」中の貸付先名、実行年度、貸付番号及び資金種類の欄の部分。（但し、表題は除く）

(2) 上記部分を開示しない理由

条例第7条第3号該当。法人等の中小企業高度化資金の延滞額に関する情報であって、開示することにより、当該法人等の正当な利益を害するおそれがあると認められるものであるため。

- 3 異議申立人は、平成14年9月6日に、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立ての内容

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、「異議申立てに係る処分のうち廃業している貸付先に関する開示しない部分を取り消す、との決定を求める」というものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び意見書並びに審査会における意見及び説明の陳述によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

(1) 中小企業高度化資金貸付事業について

ア 和歌山県での中小企業高度化資金の返還の悪さ、滞納率の高さは、まさに異常としかいいようがない。13年度末では、54組合に301億円が貸し付けられ、滞納している組合が32組合、滞納額は107億円にのぼっている。貸付額の3分の1以上が焦げついているような融資制度が他にあるとは考えられない。その大きな部分が同和関連組合である。和歌山県が長年行った同和対策事業の負の部分として、実態の究明と是正が必要と考えられる分野である。

イ 今回、私が開示を求めたのは、中小企業高度化資金の返還を延滞している協業組合のうち、「すでに廃業している件」である。和歌山県が非開示決定とした、「貸付先名、実行年度、資金種類」がわからなければ、同資金に係る県行政の執行が適正なものであったのかどうかを掌握する手がかりを知ることもできない。すでに破綻が明確となった組合からは、融資の返済がおこなわれる可能性は極めて低く、そうした事態に至った経緯、理由等を知るためには、今回開示を求めた事項から始まって、融資実行にいたる経緯、審査の状況、滞納に対する対応などを知ることが必要と考えている。

ウ 高度化資金の元は、国民、県民の税金であり、滞納が長引いて、「不能欠損」扱いにされれば、その財政負担は国民、県民の負担となるものである。したがって、滞納組合に対して県が、抵当権の実行・増担保または代替担保の請求、保証人に対する請求等の適切な対応を行って、県民に対する影響を低減させることは、行政を担当するものの責務であると考えます。

エ 今般、和歌山県包括外部監査人から提出された『平成14年度包括外部監査結果報告書「和歌山県商工労働部における補助金交付及び貸付金の執行状況、管理状況に関する事項」』においても次のように指摘されている。「事業を継続し、必要な融資を実施していくには、貸付資金の財源が県民からの税金を中心としている以上、今後債権回収の見込みのない回収困難な債権について県民の理解を求めることが必要であり、この説明責任を果たすことなく、貸付金事業を継続して実施していくことはできないと考える。したがって、徴収停止処理のみでは十分とは言えず、今後、議会承認を経て不能欠損処理を行っていくことが事業継続のため

には必要であると考え。」この意味からも、是非開示をお願いしたいと考えている。

(2) 条例第7条第3号アの該当性について

ア 工場も施設もなくなって、法務局で形だけ存在しているような組合の利益と、公費の支出の適否を県民の前に明らかにする公益性が考慮されなければならない。どこからみても事業再開の見込みのない組合まで非開示とする決定は、承服できない。

イ 事業活動を行っていない法人の名称が明らかになることが、これら法人にとって不利益になるとはおよそ考えられない。

ウ 実施機関は、破産等法的手続きにいたっていない法人にも再建する可能性があるとして再建するか破産等の法的手続きに入るかの選択権があると主張するが、そんな選択権は正当な利益ではない。

エ 破産手続きに入る法人では、裁判所の指定する破産管財人が、法の規定に従って破産手続きを厳正に行うのであり、およそ債権者や第三者をして破産手続きに影響を与えたり、不当な手続きを強いられることはないのである。実施機関は具体的にどのような影響があるのか説明していないが、法人名の開示が破産手続きを損なうなどというのはおよそ考えられない。

オ 今回問題にしている本件法人すべてにおいて、正当な利益があるとの実施機関の主張は無理があると考え。それは、組合の中には、一度も操業もしないまま破綻したところや借入金の1%も返済しないまま破綻したところさえある。正当な事業活動を目的とした高度化資金の貸付であったのかどうかさえ疑いたくなるからである。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が部分開示決定通知書及び異議申立てに対する部分開示処分理由説明書並びに審査会における意見及び説明の陳述によって主張する内容を要約するとおおむね次のとおりである。

#### 条例第7条第3号アの該当性について

- (1) 本件公文書には、貸付先名、実行年度、貸付番号、資金種類が記載されており、これらを開示することにより、特定の法人が識別されるため、法人の正当な利益が損なわれることになる。
- (2) 廃業した法人であっても、破産等法的手続きに至っていない法人については、事業活動は行っていないものの、法人格は存続しており、再建する可能性があると考えられる。今後再建するか、また破産等法的手続きに進むのか等については法人がイニシアティブをとって自ら判断して進めていくことができる利益があると考えられ、このような正当な利益が損なわれるおそれがある。
- (3) 破産等法的手続きを進めている法人については、実施機関の情報開示により、法人が特定され、適正な法的手続きが損なわれるおそれがある。
- (4) 廃業した法人についても、憲法第13条の一般的基本権に含まれる名誉権及びプライバシーの権利などを享有しているものと考えられる。

#### 第5 審査会の判断

当審査会は、本件公文書の部分開示決定のうち異議申立ての対象となる部分に係る決定の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

##### 1 本件公文書について

本件公文書は、中小企業総合事業団（以下「事業団」という。）と県の融資事業である和歌山県中小企業高度化資金貸付事業に関する公

文書であって、平成14年度に県が事業団に提出した「平成13年度延滞貸付先一覧表」のうち本件法人の情報が記録された頁を特定したものである。

本件公文書には、貸付先名、実行年度、貸付番号、資金種類の他に各貸付先の貸付毎の貸付先と都道府県、都道府県と事業団のそれぞれの貸付額、延滞元金、延滞利息が記載されている。

なお、本件公文書の開示の際には、本件法人に係る開示しない部分については黒塗り、その他の法人に係る開示しない部分については白抜きの処理の上、開示されている。

## 2 異議申立ての対象となる部分について

本件公文書のうち異議申立ての対象となる部分は、異議申立ての趣旨から本件法人に係る貸付先名、実行年度、貸付番号、資金種類の部分である。

## 3 条例第7条第3号アの該当性について

(1) 条例第7条第3号アは、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについては、原則として開示しないこととする旨規定している。

(2) なお、本規定は、他の非開示条項と同様に条例の基本理念である「原則公開」に対する例外規定であり、このことは、条例の前文及び第1条における説明責任の規定、第7条本文の規定から明らかである。従って、本規定の解釈、適用に当たっては、厳格かつ抑制的でなければならず、単に当該事業活動に何らかの不利益が生じるおそれがあるというだけでは足りず、権利、競争上の地位その他正当な利益の損なわれることが具体性をもって、かつ客観的に明白に認

められる場合でなければならない。

まして、本件の場合、中小企業高度化資金貸付金は、県民の税金等による公的資金を財源とするものであり、しかも、貸付金額は総じて多額であり、さらに、その延滞の状況は、延滞が発生してから長期間が経過したもの、貸付金の大部分が未返済のものもある。このような延滞債権の実態については、当然県民の関心が高く、本来、実施機関が自らその透明性を高め、能動的に説明責任を果たすべき性質のものであり、本規定の解釈、適用に当たっては、より一層、厳格かつ抑制的でなければならない。

- (3) 実施機関は、開示しない部分が開示されることにより、特定の法人が識別されるため、法人の正当な利益が損なわれると主張する。

確かに、事業を営む者、あるいは事業を営むことを予定している者にとっては、借入金に関する情報は、その事業活動を行う上で他人には知られたくない内部管理に関する情報であり、誰に対して明らかにするかは、事業を営む者自らが選択すべきものであり、その同意なくしてこれを開示することは、当該事業を営む者の利益を害し、公正な企業間の競争秩序維持の妨げとなるおそれがあると認められる場合がある。

- (4) そこで、本件法人について検討すると、実施機関の説明によれば、全ての法人は、現在、事業を営んでいないものである。

さらに、これらの中には、破産や解散の法的手続きをとったものがある。これらの法人については、今後、事業を営むことを予定していないことは明らかであり、このような法人には、(3)で述べたような法人の正当な利益を害する事由が発生することは考えられない。

その他の法人については、実施機関の説明によれば、総じて長期

間に渡って事業を営んでおらず、資力、資金調達力に乏しく、事業再開の計画もないとのことであり、今後、事業を営む可能性が全くないとはいえないが、(3)で述べたような法人の正当な利益を害する事由が現実に発生する可能性は極めて低いものであり、法的保護に値するものとは認められない。

(5) また、実施機関は、「破産等法的な手続きに至っていない法人については、法人格は存続しており、再建する可能性があり、再建するか、法的手続きに進むのか等については法人がイニシアティブをとって自ら判断して進めていくことができる利益がある。」、「破産等法的手続きを進めている法人については、実施機関の情報開示により、法人が特定され、適正な法的手続きが損なわれるおそれがある。」、「廃業した法人についても、憲法第13条の一般的基本権に含まれる名誉権及びプライバシーの権利などを享有しているものと考えられる。」と主張するが、抽象的な権利、利益として、それらが存在しうることは否定し得ないものの、それらがどのように損なわれるかといった具体的な主張がされていないし、これを客観的に認めることのできる資料もない。

(6) 従って、以上のことを考え合わせた場合、異議申立ての対象となった部分の条例第7条第3号アの該当性は否定されざるを得ない。

4 以上の理由により、当審査会は、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。



## 第6 審査の処理経過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成14年 9月24日	諮問（実施機関）
平成14年10月22日	実施機関からの理由説明書を受理
平成14年12月 2日	異議申立人からの意見書を受理
平成14年12月17日	審議
平成15年 1月28日	実施機関からの意見及び説明聴取
平成15年 2月21日	異議申立人からの意見及び説明聴取
平成15年 3月11日	審議